

障がい者の就労に関するアンケート結果を報告します

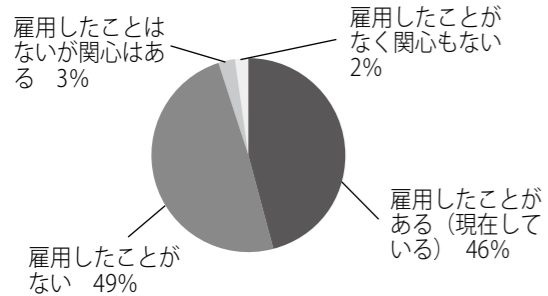
7月に市内の企業205社（回答103社、回答率50%）に対して実施した、障がい者の就労に関するアンケートの結果を報告します。ご協力をいただき、ありがとうございました。

アンケートの結果については、今後の障がい者施策に反映させていきます。

■障がいについて

「知っている」との回答は、身体障がい86%、知的障がい80%、精神障がい72%、発達障がい63%でした。

■障がい者の雇用について



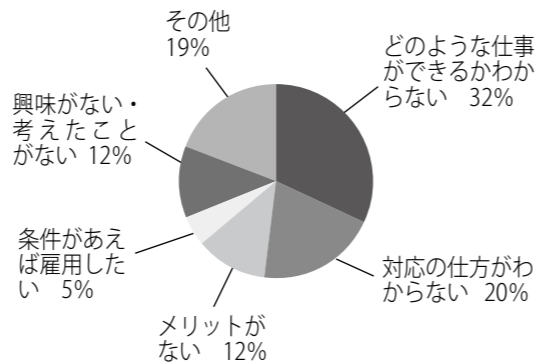
障害者雇用促進法により企業等に義務づける障害者雇用率（全従業員に対する障がい者の割合）は、平成25年4月に現在の1.8%から2.0%に引き上げられます。同時に、義務づける企業の範囲も従業員56人以上から50人以上に広がられます。

企業の障がい者雇用への理解や障がい者自身の就労意欲の高まりなどを背景に、企業における雇用障がい者数は増加していく傾向にあります。

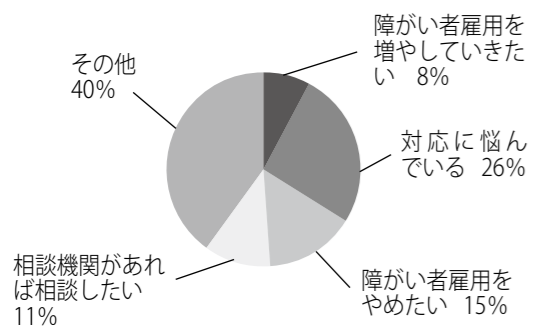
■雇用したことがない理由について

障がい者を雇用する場合、障がい者との関わり方について不安を抱く方もいます。そのような不安は、障がいについて知ることによって解消される場合も多々あります。

また、訓練や実習により、障がい者の就業や社会参加への意欲が高まり、企業にとっては、障がい者の特性や働く能力を知る機会にもなります。特性や能力に応じて配慮や環境整備を行うことで、その能力を発揮し大きな戦力となっている場合もあります。



■雇用して感じた事について



企業が安心して障がい者を雇用し続けるために支援する機関としては、次のようなものがあります。

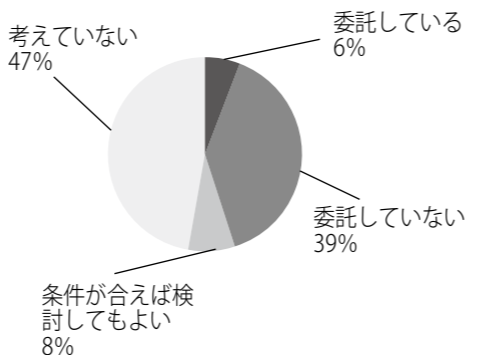
- ・ハローワーク西脇 ☎0795-22-3181
職業相談や職業紹介、事業主に対する指導・支援
- ・北播磨障害者就業・生活支援センター ☎0794-84-1018
就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援
- ・加西市障害者（児）相談支援センターやすらぎ ☎④6708
日常生活や社会生活上の相談・支援、就業に関する悩みごとなどの相談
- ・就労移行支援事業者等
就職に向けた支援として訓練・職場定着の支援

■仕事の委託について

就労が容易でない障がい者が、社会参加に向けて、施設や作業所等で企業からの委託作業や物品の製造・加工などの活動（授産活動）をしています。こうした作業の発注や授産製品を購入することも支援につながります。

いろいろな働き方への支援と授産製品の販路拡大により、障がい者が社会参加を通して生きがいをもって暮らせる社会の実現に繋がります。

※加西市では、「障害」と「障がい」の表記について、法令用語・固有名称等で使用する場合は「障害」、それ以外は「障がい」としています。



【問合せ】 地域福祉課・障がい者支援係 ☎④8725 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

障害基礎年金のお知らせ

国民年金に加入している間に病気やけがをして、障がい者（国民年金法で定める障がいの程度が1級、2級）になった場合や20歳前に障がいの状態になった場合、認定により、次のとおり障害基礎年金が支給されます。

■平成24年度年金額

1級／983,100円 2級／786,500円

※扶養する子がある場合は一定額が加算されます。

■受給要件（①②の要件を満たす方）

- ①初診日に、国民年金の被保険者、または国内に住所のある60歳以上65歳未満の方。
 - ②初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を納付または免除された期間（若年者納付猶予期間及び学生納付特例期間を含む）が3分の2以上、または初診日の前々月から遡って1年間に保険料の未納がないこと。
- ※20歳までに初診日がある場合、②の要件は必要ありません。

【問合せ先】 市民課・市民年金係 ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

固定資産税に関する届出

■償却資産の申告について

償却資産（固定資産税）の申告は、平成25年1月18日（金）までをお願いします。



・申告していただく方

法人や個人で工場や商店などを経営している方や不動産貸付業（共同住宅や駐車場等）、農業などの事業を行っている方で、事業用に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産を持っている方は、固定資産税の課税対象となります。平成25年1月1日現在における資産状況の申告をしてください。

※例年申告していただいている方は、12月中頃に送付する申告用紙により提出してください。平成24年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合はご連絡をお願いします。

・インターネットによる電子申告システム（エルタックス）について

エルタックスをご利用いただくことによりインターネット経由で申告手続きを行うことができます（全資産申告、増加資産／減少資産申告）。ご利用にあたっては、利用届出が必要です。詳細についてはエルタックスのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

■土地・家屋について

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の状況で課税することになっています。土地の利用状況が変わった方や家屋を取り壊した方、家屋を新築・増築し、家屋評価が終わっていない方はご連絡をお願いします。

※未登記家屋の所有者が、相続・売買・譲渡等によって変わった場合は「未登記家屋所有者変更申請書」の提出をお願いします。

【問合せ先】 税務課・資産税係 ☎④8713 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

アパート・マンションにお住まいの方の住民登録の状況確認を行います

加西市は、人口増施策の一環として、市内のマンション・アパートにお住まいの方が、加西市に住民登録されている状況を確認し、住民登録されない（できない）理由を把握することで、今後、住民登録が容易にできるような施策、もしくは促進するような施策の検討を行います。

調査対象者には後日通知しますので、ご協力をお願いします。

- 対象者／市内のアパート・マンションに住んでいる方
- 時期／12月上旬から中旬の平日

【問合せ先】 人口増政策課・人口増政策係 ☎④8700 FAX④1800 jinko@city.kasai.lg.jp